

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

解体新書では、TAINSに収録されている数多くの情報の中から、新しく入手した情報、新しい切り口での話題などを、毎月、お知らせしています。

いま、話題のいくつかのテーマに係る情報として、今月の解体新書は、収録されている情報の中でも、目新しいテーマを選びました。

I 重点管理富裕層試行通達

平成27年6月29日に国税庁長官から東京・名古屋・大阪の各国税局長宛てに発遣された課総4-4ほか4課共同、国税庁長官通達「重点管理富裕層に係る管理等の試行について(指示)」を収録しました。

この通達の「趣旨」は、いわゆる富裕層の非事業性所得の動向把握と情報分析が重要であるとした上で、特に「重点管理富裕層」の管理と調査体制の充実強化を図るための留意すべき事項が定められています。

また、「別添」資料は「重点管理富裕層に係る管理・調査体制の事務運営要領」で、「第1 管理の目的」、「第2 管理体制」、「第3 調査体制」、「第4 調査管理課等への情報収集依頼等」となっています。

更に、別紙リンク先に収録した「重点管理富裕層名簿」用紙の各項目は、縮小されていて非常に読み取りにくいのですが、「財産債務調書」「国外財産調書」「会社四季報」「マスコミ記事」などの項目があります。

この通達の検索方法ですが、キーワード「富裕層」では、60件も出力されますので、下記のように入力してください。キーワードを思い出せない場合には「富裕層」で検索し、最後の60番目がこの通達になります。

【キーワード】

重点管理富裕層名簿……→ 1件

II タワーマンション

いま、タワーマンションについてのニュースが過熱気味ですが、何階以上をタワーマンションと呼ぶのかについては、特に定義はありません。

TAINSの税法データベースを検索すると、非公開裁判が1件収録されています。裁判書では、特に「タワーマンション」とは書いてありませんが、裁判書の別紙2の物件目録によればこの部屋は30階部分91.59㎡とされていますから、タワーマンションに該当すると思われる。

「審査請求人が被相続人に無断で行ったタワーマンションの購入価額と相続税評価額との差額を利用した節税行為は、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したとまでいえないとして、重加算税の賦課決定処分が違法であるとされた事例」平成23-07-01の非公開裁判(F0-3-326)です。

1. 概要

この事件は、審査請求人が、タワーマンション30階の1室を、相続財産として評価基本通達に基づき評価して相続税の申告をしたのに対し、原処分庁が、請求人は、相続開始日に死亡した養父である被相続人から同マンションの取得に係る代金相当額の贈与を受けたとみなされるから、その代金相当額は相続開始前3年以内の贈与財産に該当し相続税の課税価格に加算されるとして相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行ったことから、請求人が、当該各処分の全部の取消しを求めた事案です。

2. 争点

争点は、

- ① 調査の違法性
- ② 更正処分等の理由の差替えの可否
- ③ 本件マンションは相続財産か否か
- ④ 相続財産である場合の評価方法

SERIES TAINS 解体新書

富裕層通達と タワーマンション裁判



朝倉 洋子〔目黒支部〕

⑤ 重加算税賦課決定処分の適否と5項目にわたります。

3. 裁判の要旨

(1)調査手続に違法な点は認められず、収集された被相続人のカルテ等は違法収集証拠とはならないから、証拠能力は否定されない。

(2)理由の差替えは違法とはならない。

(3)被相続人は意思無能力者であったから、委任契約は無効であり、本件売買契約は無権代理行為となるが一中略被相続人の資格において無権代理行為の追認拒絶権を行使することは信義則上認められないから、無権代理行為は当然有効となる。したがって、本件マンションは、本件相続の相続財産となる。

(4)本件マンションは評価基本通達の定めによらず、他の合理的な方法による評価が許されるものと解するのが相当である。そうすると、①被相続人の本件マンション取得時(平成19年8月)と相続開始時が近接していること、②被相続人の本件マンションの取得時の金額が2億9300万円であること、③請求人から本件マンションを取得したBが売却を依頼した時点(平成20年7月及び同年8月)の媒介価額は、3億1500万円であること、④本件マンションの近傍における基準地の価格は、相続開始日の前後においてほぼ横ばいであること等を参酌すると、相続開始時における本件マンションの時価は、取得価額とほぼ同等と考えられるから、本件マンションは2億9300万円と評価するのが相当である。

(5)相続税の申告において、請求人の納付すべき税額が過少となったのは、本件マンションの評価基本通達に基づく評価額とその実勢価額に開差があることにより生じたものであり、請求人の上記行為によって直ちに生じたものではない。したがって、請

求人の行為をもって隠ぺい又は仮装したとまで評価することはできず、請求人に対する重加算税賦課決定処分は、違法である。

4. コメント

審判所は本件非公開裁判について、①このマンションを購入した目的は節税のためであること、

②このマンションの購入価額は、2億9300万円であり、これを評価通達に基づいて評価すると、土地4118万円余、建物1683万円余、計5802万円余となること、

③このマンションを購入してから譲渡するまでの間、被相続人がこのマンションを訪れたことはないこと、

④請求人は、被相続人の死亡後約4か月で売却の依頼をしていること、等の事実を認定しています。

平成27年11月3日の新聞各紙は国税庁がタワーマンションを使った節税につき、監視を強化、チェック厳しくなどとする記事を一齐に掲載しました。

ここで紹介した裁判は、非公開であったため、情報公開法に基づいて開示請求を行い、TAINSに収録したものです。不服審判所の裁判事例としては、過去にタワーマンションの否認事例は収録されておられません。

国税不服審判所の「裁判結果の公表の基準」には「納税者の適正な申告及び納税のために有用であり、かつ、先例性があるもの」と定めてあります。

このように、適正な申告・納税のために有用であり、かつ、先例もなかった事案については、公表裁判とされることが望まれます。

【追記】国税庁は10/27、政府税制調査会で評基通第6項を適用する旨のコメントを発表。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

MJSの専門セミナー、システム研修

全国で年間約1,200回開催、
延べ約25,000名様が参加!
(2014年実績)

会計事務所所長・職員の皆様へ、
スキルアップの機会を
紹介しています。
顧問先の多種多様な
ニーズに 대응するためにも、
ぜひご活用ください!

ご存知
でした?

顧問先をバックアップ、
企業向け研修・セミナーもご用意!
顧問先の経営者様・経理担当者様にも、ぜひ、ご案内ください。

こちら
最寄りの地域での開催スケジュールは

MJS セミナー

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場 (証券コード:9928)
株式会社ミロク情報サービス

MJSイメージキャラクター
菊川 伶